

標準報酬制と 掛金(保険料)について

共済組合の事業は、組合員の皆さんが負担する「掛金(保険料)」(以下「掛金」といいます。)と、所属所が負担する「負担金」によって運営されています。

掛金と負担金は標準報酬に基づき算定しますが、そのうち掛金は次のように計算しています。

【毎月の掛金の計算方法】

標準報酬月額 × 掛金率 ※右ページの表参照

では、計算の基礎となる標準報酬月額は、どのように決定するのか概要を説明します。



●資格取得時決定

組合員資格を取得したときに、資格を取得した日現在の報酬の額により標準報酬月額を決定します。時間外勤務等があらかじめ見込まれる場合は、時間外勤務手当等も推計して報酬の額に含めます。

●定時決定

既に決定されている標準報酬月額と、実際に受けている報酬の額との間に大きな差が生じないように、毎年、4月、5月、6月の3ヵ月間に受けた報酬の平均額を基に9月から適用する標準報酬月額を決定します。

●随時改定

昇給・昇格や扶養手当の変更などの固定的給与の異動により報酬の額が著しく変動した場合、既に決定されている標準報酬月額との隔たりを解消するために標準報酬月額を改定します。固定的給与に変動が生じた月から、継続した3ヵ月間の報酬の平均額を基に算定した標準報酬月額が、現在の標準報酬月額と2等級以上の差があり、固定的給与と3ヵ月間の報酬の平均額のいずれも増額もしくは減額した場合に、4ヵ月目から改定します。

固定的給与…月単位で一定額が継続して支給される報酬

例) 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当

●育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定

育児休業等、産前産後休業を終了した組合員が、その休業に係る3歳未満の子を養育し、共済組合に申し出をしたときは、各休業等終了日の翌日が属する月から3ヵ月間に受けた報酬の平均額を基に4ヵ月目から標準報酬を改定します。随時改定とは異なり、1等級の差でも改定します。

なお、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している場合は、産前産後休業終了時改定の対象とはなりません。

【期末手当等の掛金の計算方法】

標準期末手当等額 × 掛金率

標準期末手当等額は、期末・勤勉手当の合計額から1,000円未満の端数を切り捨てた額です。

●標準報酬月額は、掛金算定の基礎となるほか、傷病手当金や育児休業手当金などの短期給付や、年金の算定の基礎額(標準期末手当等額も含まれます。)になるなど、組合員の皆さんが受ける給付額にも反映されます。

標準報酬月額および掛金額一覧表 (令和4年4月～令和4年9月)

等級			標準報酬月額 (千円)	報酬月額 (千円)			掛金額(組合員負担分)					合計		
短期 介護 保健	厚生 年金	退職 等 年金					短期 (注1)	介護 (注2)	厚生年金 (注3)	退職等年金	保健	合計		
												43.6%	8.82%	91.5%
	1		88	93	未満			8,052					13,264	14,128
1	2	1	98	(93)	以上	101	未満	4,272	864	8,967	735	205	14,179	15,043
2	3	2	104	101	以上	107	未満	4,534	917	9,516	780	218	15,048	15,965
3	4	3	110	107	以上	114	未満	4,796	970	10,065	825	231	15,917	16,887
4	5	4	118	114	以上	122	未満	5,144	1,040	10,797	885	247	17,073	18,113
5	6	5	126	122	以上	130	未満	5,493	1,111	11,529	945	264	18,231	19,342
6	7	6	134	130	以上	138	未満	5,842	1,181	12,261	1,005	281	19,389	20,570
7	8	7	142	138	以上	146	未満	6,191	1,252	12,993	1,065	298	20,547	21,799
8	9	8	150	146	以上	155	未満	6,540	1,323	13,725	1,125	315	21,705	23,028
9	10	9	160	155	以上	165	未満	6,976	1,411	14,640	1,200	336	23,152	24,563
10	11	10	170	165	以上	175	未満	7,412	1,499	15,555	1,275	357	24,599	26,098
11	12	11	180	175	以上	185	未満	7,848	1,587	16,470	1,350	378	26,046	27,633
12	13	12	190	185	以上	195	未満	8,284	1,675	17,385	1,425	399	27,493	29,168
13	14	13	200	195	以上	210	未満	8,720	1,764	18,300	1,500	420	28,940	30,704
14	15	14	220	210	以上	230	未満	9,592	1,940	20,130	1,650	462	31,834	33,774
15	16	15	240	230	以上	250	未満	10,464	2,116	21,960	1,800	504	34,728	36,844
16	17	16	260	250	以上	270	未満	11,336	2,293	23,790	1,950	546	37,622	39,915
17	18	17	280	270	以上	290	未満	12,208	2,469	25,620	2,100	588	40,516	42,985
18	19	18	300	290	以上	310	未満	13,080	2,646	27,450	2,250	630	43,410	46,056
19	20	19	320	310	以上	330	未満	13,952	2,822	29,280	2,400	672	46,304	49,126
20	21	20	340	330	以上	350	未満	14,824	2,998	31,110	2,550	714	49,198	52,196
21	22	21	360	350	以上	370	未満	15,696	3,175	32,940	2,700	756	52,092	55,267
22	23	22	380	370	以上	395	未満	16,568	3,351	34,770	2,850	798	54,986	58,337
23	24	23	410	395	以上	425	未満	17,876	3,616	37,515	3,075	861	59,327	62,943
24	25	24	440	425	以上	455	未満	19,184	3,880	40,260	3,300	924	63,668	67,548
25	26	25	470	455	以上	485	未満	20,492	4,145	43,005	3,525	987	68,009	72,154
26	27	26	500	485	以上	515	未満	21,800	4,410	45,750	3,750	1,050	72,350	76,760
27	28	27	530	515	以上	545	未満	23,108	4,674	48,495	3,975	1,113	76,691	81,365
28	29	28	560	545	以上	575	未満	24,416	4,939	51,240	4,200	1,176	81,032	85,971
29	30	29	590	575	以上	605	未満	25,724	5,203	53,985	4,425	1,239	85,373	90,576
30	31	30	620	605	以上	635	未満	27,032	5,468	56,730	4,650	1,302	89,714	95,182
31	32	31	650	635	以上	665	未満	28,340	5,733	59,475	4,875	1,365	94,055	99,788
32			680	665	以上	695	未満	29,648	5,997			1,428	95,426	101,423
33			710	695	以上	730	未満	30,956	6,262			1,491	96,797	103,059
34			750	730	以上	770	未満	32,700	6,615			1,575	98,625	105,240
35			790	770	以上	810	未満	34,444	6,967			1,659	100,453	107,420
36			830	810	以上	855	未満	36,188	7,320			1,743	102,281	109,601
37			880	855	以上	905	未満	38,368	7,761			1,848	104,566	112,327
38			930	905	以上	955	未満	40,548	8,202			1,953	106,851	115,053
39			980	955	以上	1,005	未満	42,728	8,643			2,058	109,136	117,779
40			1,030	1,005	以上	1,055	未満	44,908	9,084			2,163	111,421	120,505
41			1,090	1,055	以上	1,115	未満	47,524	9,613			2,289	114,163	123,776
42			1,150	1,115	以上	1,175	未満	50,140	10,143			2,415	116,905	127,048
43			1,210	1,175	以上	1,235	未満	52,756	10,672			2,541	119,647	130,319
44			1,270	1,235	以上	1,295	未満	55,372	11,201			2,667	122,389	133,590
45			1,330	1,295	以上	1,355	未満	57,988	11,730			2,793	125,131	136,861
46			1,390	1,355	以上			60,604	12,259			2,919	127,873	140,132

注1 75歳以上の組合員の短期掛金率は、2.35%となります。 注2 介護掛金は40歳以上65歳未満の組合員が対象者となります。 注3 厚生年金保険は70歳未満の組合員が対象者となります。
注4 適用拡大に伴い、令和4年10月から健康保険の等級に合わせた改定が行われます。

お問い合わせ先 医療健康課(資格調定係) TEL 029-301-1413